



TOKIO MARINE  
ASSET MGT

2021年2月9日

## ～景気ウォッチャー調査（21年1月）～

緊急事態宣言の再発令により3カ月連続の低下 東京海上アセットマネジメント  
投信情報部 岡 圭佑

【図表1 現状判断DIと先行き判断DI】

	景気現状判断DI (季節調整値)				景気先行き判断DI (季節調整値)			
	合計	家計動向 関連	企業動向 関連	雇用関連	合計	家計動向 関連	企業動向 関連	雇用関連
20年 6月	40.0	44.0	32.2	29.7	44.6	45.7	41.2	44.5
7月	42.2	44.8	37.7	34.7	36.7	36.3	38.1	35.8
8月	43.7	45.6	40.2	39.6	42.9	43.5	42.1	40.7
9月	47.8	49.0	45.1	45.0	47.1	47.5	46.1	46.9
10月	53.0	54.4	50.5	49.6	47.7	47.9	47.0	48.1
11月	43.8	43.2	46.0	42.6	35.0	33.9	38.3	34.9
12月	34.3	32.1	39.9	37.4	36.1	35.3	39.0	35.2
21年 1月	<b>31.2</b>	28.0	39.0	34.9	<b>39.9</b>	39.5	41.5	39.4

(注)「家計動向関連」、「企業動向関連」、「雇用関連」は、各々家計動向関連業種（小売関連、飲食関連、サービス関連など）の景気判断、企業動向関連業種（製造業、非製造業など）の景気判断、雇用関連業種（人材派遣業、職業安定所など）の景気判断を示す  
(出所) 内閣府「景気ウォッチャー調査」

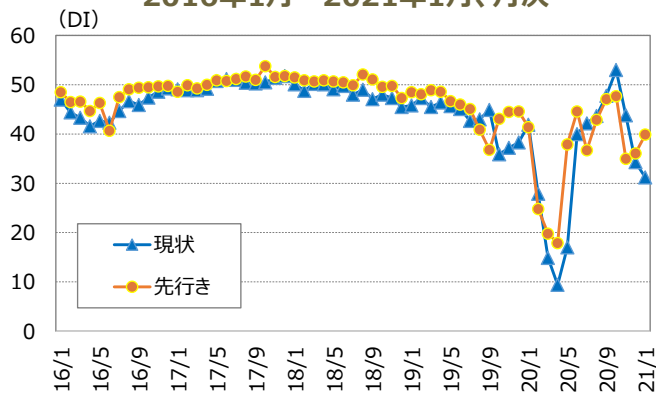
### 景気現状判断DI (季節調整値) : 緊急事態の再発令により3カ月連続の低下

2月8日に内閣府が公表した21年1月の景気ウォッチャー調査によると、景気現状判断DI (季節調整値) は31.2と前月を▲3.1ポイント下回り、3カ月連続の低下となった(図表1)。新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、政府が緊急事態宣言を再発令したことを受けて外出が手控えられ、飲食店を中心に需要が減少したことが景況感を下押ししたとみられる。内閣府は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、このところ弱さがみられる」との判断を維持した。

一方、2～3カ月先の見通しを示す先行き判断DI (季節調整値) は39.9と、前月を+3.8ポイント上回る改善となった。緊急事態宣言の解除や、新型コロナウイルスワクチンの接種進展により、客足が戻るのとの期待が強く景況感に表れている。

現状判断DI (季節調整値) の内訳をみると、家計動向関連が28.0 (前月差▲4.1ポイント)、企業動向関連が39.0 (同▲0.9ポイント)、雇用関連が34.9 (同▲2.5ポイント) といずれも悪化した(図表1)。家計動向関連の内訳をみると、飲食関連は前月差▲1.0ポイントと悪化した。緊急事態宣言の再発令にもかかわらず、小売関連 (同▲5.2ポイント) やサービス関連 (同▲4.3ポイント) に比べ落ち込みは軽微にとどまった。もっとも、飲食関連のDIの水準は15.1と、既に低水準にある点には留意が必要だ (小売関連: 30.8、サービス関連: 22.8)。

【図表2 現状判断DIと先行き判断DI】  
2016年1月～2021年1月、月次



(出所) 内閣府「景気ウォッチャー調査」

(年/月)

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

(次頁へ続く)

現状判断に関するコメントをみると、「緊急事態宣言の発出以降、午前中と18時以降の来客数が大きく減少している」（近畿・百貨店）や、「緊急事態宣言再発出後は、夜の営業に関しては、はっきりと客足が遠のいた感がある。ランチ営業は現状で1割減となっている」（南関東・一般レストラン）といったように、緊急事態宣言の再発令以降、客足の減少が鮮明となり、小売業や飲食業では景況感の悪化が続いている状況がうかがえる。

## 景気の先行き判断DI：小売・飲食業を中心にワクチン接種の進展への期待が高まる

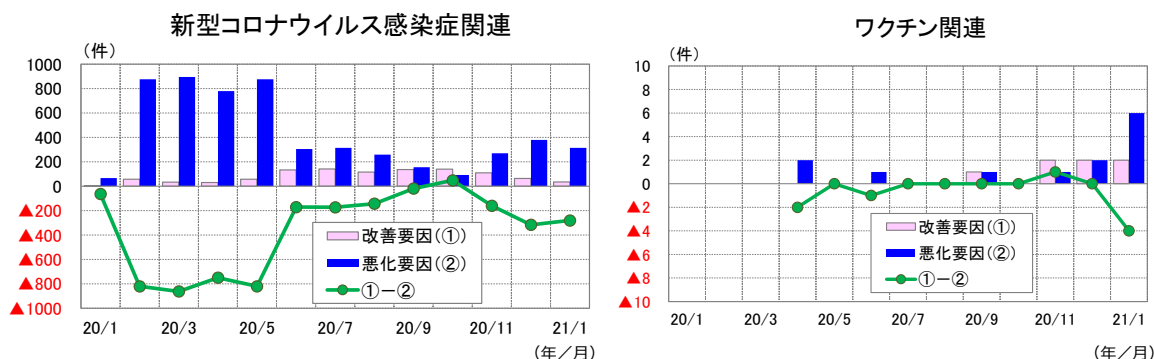
先行き判断DI（季節調整値）の内訳をみると、家計動向関連が39.5（前月差+4.2ポイント）、企業動向関連が41.5（同+2.5ポイント）、雇用関連が39.4（同+4.2ポイント）といずれも改善した（前頁図表1）。家計動向関連では、飲食関連が37.5（前月差+8.2ポイント）と大幅な改善が予想されている。

先行き判断に関するコメントをみると、「新型コロナウイルス感染者が大きく減少し、緊急事態宣言期間が終了すれば、来客数が少しずつ回復する」（南関東・百貨店）や、「新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、ワクチン接種がスムーズに進めば、景気回復に向かうのではないか」（甲信越・高級レストラン）とのコメントのように、新規感染者数が減少傾向にあるなか、緊急事態宣言の解除やワクチン接種の進展を期待する声が多く聞かれた（図表3）。

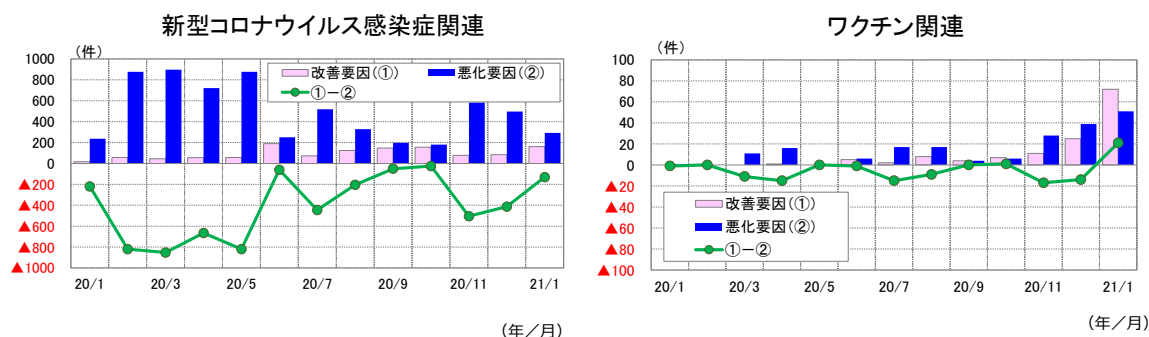
もっとも、ワクチン接種については先行きの改善要因として期待されているものの、日本は海外と比べ接種の開始が遅れている。ワクチン普及の遅延が、今後の景況感や経済活動の下押し要因となる可能性には注意を要する。

【図表3 現状・先行き判断に関する各種コメント数の推移】  
2020年1月～2021年1月、月次

### 現状判断の主なコメント



### 先行き判断の主なコメント



(注) 内閣府「景気ウォッチャー調査」より東京海上アセットマネジメント作成「景気の現状に対する判断理由等」に掲載されているコメント数

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。  
 ※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

## 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## 投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3% (税込)
  - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
  - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035% (税込)  
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
  - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

### <ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

## 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016  
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。